

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
注	注 6	非該当	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
	注 7		(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
原則	7	実施	方針5 運営方針の浸透に向けた取り組み	#5従業員に対する適切な動機付け仕組み
	注	実施	方針5 運営方針の浸透に向けた取り組み	#5従業員に対する適切な動機付け仕組み
補充	原則 1	非該当	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
補充	原則 2	非該当	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 1	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 2	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
補充	原則 3	非該当	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 1	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 2	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 3	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
補充	原則 4	非該当	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 1	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 2	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 3	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
補充	原則 5	非該当	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 1	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※
		注 2	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※	(ご参考) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当 社方針関係※

【照会先】

部署	総務課
連絡先	https://hsth-jp.prm-ssl.jp/202012/contact_test2.html